様式第２号（第５条関係）

府中市インターンシップ等に関する覚書

　学生のインターンシップ等に関し、府中市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受入れ）

第１条　乙は、別紙「インターンシップ等実習生概要書」に定める学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習生の氏名等）

第２条　実習生の氏名、受入期間及び受入職場は、別紙「インターンシップ等実習生概要書」のとおりとする。

（実習生の身分）

第３条　実習生は、乙の学生として身分を有する。

（賃金等）

第４条　甲は、実習生に対して、賃金、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

（守秘義務）

第５条　実習生は、インターンシップ等で知り得た秘密を漏らしてはならない。受入期間

終了後も同様とする。

２　乙は、前項の規定による守秘義務の遵守について、監督責任を負うものとする。

３　実習生は、甲の書類等を引用してインターンシップ等の成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

（業務に専念する義務）

第６条　実習生は、受入期間中、市民への応対、勤務態度などの細心の注意を払い、受入期間の指導担当職員の指示に従い、業務に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第７条　実習生は、市の職の信用を傷付け、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（災害等への対応）

第８条　甲の責めに帰さない事由により生じた受入期間中の実習生に係る災害及び受入職場への往復途上での災害に対しては、乙及び実習生の責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償への対応）

第９条　実習生は、受入期間中に故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負い、乙は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（実習生の提出書類）

第１０条　第５条から前条までの規定を遵守するため、実習生に対して、甲への誓約書を事前に提出させなければならない。

（インターンシップ等の打切り）

第１１条　甲は、実習生が第５条から第９条までの規定に違反する行為を行なった場合その他インターンシップ等の実施を継続し難い事由が生じた場合は、受入期間の途中でインターンシップ等を打ち切ることができる。

（その他）

第１２条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

　　この覚書の締結を賞するため、本通２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を所持するものとする。

　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　広島県府中市府川町３１５番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　府中市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　府中市長　　小野　申人　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印